

土木工事編(1) 新旧対照表

訂正前	訂正後
<p style="text-align: center;">第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費</p> <p>1 材 料 費</p> <p>材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数 量</p> <p>数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価 格</p> <p>価格は、原則として、入札公告日における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、実施設計単価表（長野県建設部）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は事前に担当課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 実施設計単価による場合</p> <p>(イ) 実施設計単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>2) 物価資料による場合</p> <p>(イ) 1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p>(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。</p> <p>ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。</p> <p>3) 1)及び2)によりがたい場合</p> <p>(イ) 1)及び2)によりがたい場合は、特別調査により材料を決定するものとする。</p> <p>(ロ) なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。</p> <p>また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p>① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、または1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。</p> <p>なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。</p> <p>また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。</p> <p>② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、所属長名で見積依頼を行う。</p> <p>なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。</p> <p>④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。</p> <p style="text-align: center;">I-2-①-1</p>	<p style="text-align: center;">第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費</p> <p>1 材 料 費</p> <p>材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数 量</p> <p>数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価 格</p> <p>価格は、原則として、入札公告日における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、実施設計単価表（長野県建設部）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は事前に担当課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 実施設計単価による場合</p> <p>(イ) 実施設計単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>2) 物価資料による場合</p> <p>(イ) 1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、決定額の有効桁は3桁とする。</p> <p>また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p>(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。</p> <p>ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。</p> <p>3) 1)及び2)によりがたい場合</p> <p>(イ) 1)及び2)によりがたい場合は、特別調査により材料を決定するものとする。</p> <p>(ロ) なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。</p> <p>また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p>① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、または1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。</p> <p>なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。</p> <p>また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。</p> <p>② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、所属長名で見積依頼を行う。</p> <p>なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。</p> <p>④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。</p> <p style="text-align: center;">I-2-①-1</p>